店舗事業における法人等員外利用規程

第１条（目的・適用）

１．店舗事業における法人等員外利用規程（以下、「本規程」という。）は、消費生活協同組合法に則って、店舗事業における法人等員外利用の適切な運用管理を行うことを目的に制定します。

２．本規程は、コープデリ連合会の会員生協である、いばらきコープ、とちぎコープ、コープぐんま、コープながの、コープみらい（以下、「当生協」という。）の店舗と、消費生活協同組合法第１２条第４項第３号並びに、同法施行規則第１１条第１号イ及びニの規定にもとづく施設を設置する者で、当生協の審査を経て、員外利用取引者として登録した者（以下「法人等」という。）との、店舗の員外利用に関する取決めを定めたものです。

第２条（利用登録・手続）

１．当生協の店舗を利用する法人等は、学校その他の教育文化施設又は、病院、保育所その他の医療施設若しくは、社会福祉施設を設置する者、「こども食堂※」を運営する者が当該施設の利用者に対し、必要な便宜を供与する場合に限定します。

※「こども食堂」は、コープみらい、とちぎコープを対象とします。

２．登録に当たっては、本規程及び「店舗のポイントカードに関する規程」に同意の上、法人・員外利用登録申込書、法人等の活動内容がわかる書類等を提出するものとします。

３．当生協は前項により提出された書類等を審査し、員外利用登録を行います。

４．法人等は登録内容に変更が生じた場合、速やかに当生協に届け出るものとします。

第３条（ポイント制度）

１．法人等はポイント制度の対象となります。

２．ポイント制度の運用は、「店舗のポイントカードに関する規程」に基づいて行います。

３．出資金への振替に関しては適用外とします。

第４条（利用代金の支払）

１．支払方法は、現金、クレジットカード、バーコード決済、交通系 IC（設置店のみ）、ほぺたん電子マネー（プリペイドサービス）、銀行振込の中からお選びいただけます。

２．銀行振込を希望される場合には、別途、掛け売りの申請が必要です。

第５条（禁止事項）

１．当生協で購入した商品等は、第２条１項で定めた目的以外に使用することはできません。

第６条（利用の取りやめ）

１．法人等は員外利用登録を取りやめる場合、速やかに当生協に届け出るものとします。

第７条（登録解除）

１．法人等において、次に掲げる事態が生じた場合、当生協は直ちに登録解除を行います。当該法人等の当生協に対する債務に関し、当然に期限の利益を喪失したものとして、直ちに全ての債務の履行を請求できるものとします。

（１）所管行政庁より、事業の取消し、停止等の処分を受けた場合。

（２）所管行政庁から、員外利用させる施設として不適当と認められた場合。

（３）商品代金等の掛け売りの未払により、第８条に該当した場合。

（４）支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形交換所から警告若しくは不渡り処分を受けた場合。

（５）信用力・資力の著しい低下があったとき、又はこれに著しい影響を及ぼす、事業上の重要な変更があった場合。

（６）第三者より差し押さえ、仮差押え、仮処分、その他強制執行若しくは競売の申立てをうけ、又は公租公課の滞納処分をうけた場合。

（７）破産、民事再生手続、会社更生手続開始決定の申立て等の事実が生じた場合。

（８）事業の廃止、休止又は解散の決議をした場合。

（９）災害、労働争議等、本契約又は個別契約の履行を困難にする事項が生じた場合。

（１０）当生協に対する詐術その他の背信行為があった場合。

第８条（債務者・支払計画及び誓約書）

１．法人等が掛け売りの支払日を１か月経過しても履行しない場合（以下「債務者」という。）、当生協は債務者に支払い計画書及び誓約書の提出を求めることができます。

２．債務者は、当生協から支払い計画書及び、誓約書の提出を求められた場合、７ 日以内に提出しなければなりません。

第９条（連帯保証人）

１．当生協は債務者に対し、弁済する資力を有する連帯保証人を立てるよう求める事ができます。

第１０条（支払期限・手数料・遅延損害金）

１．第８条の支払計画書による債務弁済の最終期限は、原則として本来の支払期日から３か月とします。

２．債務に対し、本来の支払期日の翌日を起算日として、年１０％の割合による遅延損害金を請求します。

第１１条（債務不履行の場合の処置）

１．債務者が第８条の支払計画書及び誓約書を提出しない場合、又は支払計画書通りに支払を履行しない場合、その他支払が履行されないと認める相当の理由がある場合、当生協は債権回収のために法的手続を行います。

第１２条（権利義務の譲渡の禁止）

１．法人等は当生協の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位又は本規程に基づく権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することはできません。

第１３条（管轄裁判所）

１．法人等と当生協との間で裁判上の争いとなったときは、当生協の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第１４条（規程の変更）

１．当生協は以下の場合、法人等の個別同意を要せず、本規程を変更することができます。

（１）本規程の変更が法人等の一般の利益に適合するとき。

（２）本規程の変更が法人等員外利用登録の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

２．当生協は法人等に対し、前項による本規程の変更に当たり、事前に本規程を変更する旨及び、変更後の本規程の内容並びにその効力発生時期を以下の方法の中からで選択し、通知します。

（１）ホームページへの掲載

（２）法人等へのリーフレット等の配布（必要に応じて）

（３）定款に定める公告の方法、その他の生協が定める適切な方法

第１５条（改廃）

１．本規程の改廃は、コープデリ連合会常任理事会で確認し、コープデリ連合会専務理事が承認します。また、コープデリ連合会および当生協の理事会に報告します。

付則（施行）

１．本規程は、２０２２年5月２１日制定、同日より施行します。

２．制定以降の改定については、以下に記載します。

2022 年８月 31 日改定、同日施行